

平成30年度第1回碧南市福祉有償運送運営協議会 会議録

日時

平成30年2月15日（金）午後3時00分～午後3時30分

場所

碧南市役所 2階 談話室1

出席者及び欠席者

- (1) 出席者 祢宜田知司、永坂幸子、黒田博昭(代理)、鈴木たか子、古井 恵、磯貝厚子、竹内通裕、新美惣英、藤井嘉久、杉浦秀司
 - (2) 欠席者 藤田重記、小湊孝政
 - (3) 参考人 NPO法人ゆるりん 築山佳林
NPO法人大樹の会 理事長 布間裕子、犬塚宏子
 - (4) 事務局 高齢介護課長 山田昌宏、福祉課長 金原厚夫、
高齢介護課高齢福祉係長 小林圭介、
福祉課社会福祉係長 岩月 保、高齢福祉担当係長 坪口義広
- 傍聴人 1名（中部運輸局職員）

議題

平成30年碧南市福祉有償運送の運営状況について

議事の要旨

- 1 あいさつ（祢宜田会長）
- 2 委員の委嘱
- 3 委員等自己紹介
- 4 副会長の指名

碧南市福祉有償運送運営協議会規程第4条第2項の規定より、会長が永坂幸子委員を副会長に指名した。

- 5 議題

平成30年碧南市福祉有償運送の運営状況について（報告）

事務局が会議資料に基づき、報告した。特に質疑はなかった。

- 6 その他

中部運輸局愛知運輸支局運輸企画専門官黒田委員代理より、福祉有償運送の制度と福祉有償運送における運営協議会の重要性について説明があった。内容は以下のようであった。

他人を自動車に乗せて有償で運送する場合には、俗にいう事業用ナンバー（緑ナンバー）が必要であり一般のタクシー、バスの事業者に適用されるが、

物理的なものも含めて障害を抱えた方の移動が難しいといった場合において、特例として白ナンバーでも運送を認めるというのが自家用有償運送の制度である。その自家用有償運送の中の一つの制度として、この福祉有償運送制度がある。この福祉有償運送というのは、タクシー、バス等の公共交通機関によって、要介護者、障害者に十分な有償運送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO 法人などの営利を目的としない団体が乗用車を用いて一定の実費の範囲内において有償で運送することを許可するものである。その許可をするためにはこの運営協議会が必要であり、運営協議会の中で合意があった上で国土交通省に申請をいただき、登録されれば白ナンバーでも有償の運送が認められるというものである。

福祉有償運送は、愛知県内の福祉有償運送の事業団体は88団体であり、車両数は約840台が登録されている。最近、移動制約者の移動に対するニーズが高まっていることが背景にある。先にも述べたが、福祉有償運送は、この運営協議会という会議において認められた事項について登録されることになっている。それ故に、福祉有償運送において、この協議会は重要な位置づけをなしているものと認識している。この会議で認められれば登録されるというものであるので、その事業者の運送の対価や、車両の管理、運転手などの人の管理について、この運営協議会で議論していただき、それを互いの合意の下で、認めていただくというものになっている。対価については、タクシー運賃の概ね1/2が基準となっているが、営利を目的としないNPO 法人であってもそれが法人の運営に関わってくるものであるので、あまり対価が低くなるということも難しくなるものと思われる所以、その点も含めて議論していただくことを期待している。その他の車両の管理や運転手の管理などについても議論していただき、運営協議会が実りある会議になることを期待している。